

合法木材供給事業者認定申請書（継続）

平成 年 月 日

一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会
会長 原 田 実 生 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

①（認定を受けようとする工場）

工場所在地：

工場の名称：

②（認定を受けようとする工場）

工場所在地：

工場の名称：

（認定の有効期間）

始 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会の認定を得て木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり申請します。

記

1 創業年、従業員数

(留意事項：継続して認定を受けようとする工場について記入してください。2以上の工場について同時に認定を受けようとする場合は、それぞれについて記入してください。)

工場名	創業年	従業員数

2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量

(留意事項：継続して認定を受けようとする工場ごとに、主要品目について直近の年間取扱量を記入してください。なお、プレカット部材以外の資材を取り扱っている場合は、主要品目ごとに該当欄に記入してください。)

注：「プレカット部材」とはプレカット加工された製品、「製材品」、「集成材」、「合板」とはプレカット加工されていない資材について記入してください。

(単位:m³)

工場名	プレカット部材	製材品	集成材	合板	その他	計

3 工場の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

(留意事項：継続して認定を受けようとする工場の建物、土場、倉庫等の配置が確認できる平面図（縮尺は任意）を別添1として添付してください。また、この平面図には、合法木材とそれ以外の木材について、資材保管、加工、製品保管のそれぞれの段階で分別管理する場所と面積を記入してください。ただし、3年前の認定時と変更ない場合は、添付する必要はありません。)

4 分別管理及び書類管理の方針

(留意事項：二以上の工場について同時に認定を受けようとする場合は、「分別管理及

び書類管理の方針書」は工場ごとに作成する必要はありませんが、分別管理責任者については、工場ごとに定め、方針書の中に列挙して別添2として添付してください。ただし、3年前の認定時と変更ない場合は、添付する必要はありません。）

5 その他

（既に、ISO、JAS、AQ等の認定を受けている場合は、工場ごとに記入してください。）

別添 2

分別管理及び書類管理方針書（例）

会社名

平成 年 月 日作成

本方針書は、「違法伐採対策に関する一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会行動規範（平成23年6月23日制定）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社プレカット工場において、プレカット用資材及び当該資材を原料として製造するプレカット部材の取扱に当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、（役職 氏名 ）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 資材の入荷に当たっては、納品書等により合法木材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 資材の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ プレカット部材の加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ プレカット部材の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ プレカット部材の保管に当たっては、合法木材を原料として製造した製材

品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る資材の消費量及びプレカット部材の生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上